

議案第6号

入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会条例

条例 別記のとおり

令和4年2月16日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

新庁舎等の整備を官民連携手法により実施するに当たり、民間事業者の選定を公正かつ適正に行うための委員会を設置したいので、この案を提出するものである。

## 入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会条例

### (設置)

第1条 新庁舎等の整備を官民連携手法により実施するに当たり、民間事業者の選定を公正かつ適正に行うため、入間市新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 民間事業者の募集要項及び審査基準に関すること。
- (2) 民間事業者の選定に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、知識経験のある者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 前条第2号に規定する選定を受けようとする者と利害関係を有する者は、委員となることができない。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から第2条第2号に規定する選定の終了した日までとする。

- 2 職名をもって委嘱され、又は任命された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会の会議について、委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部公共施設マネジメント推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(人間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 人間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 新庁舎等整備事業審査委員会の項を次のように改める。

新庁舎等整備事業民間	委員長	日額	7,500	
事業者選定委員会	委員		7,000	

別表第3 新庁舎等整備事業審査委員会委員の項を次のように改める。

新庁舎等整備事業民間事業者選定委員会委員		1,000	
----------------------	--	-------	--

(人間市新庁舎等整備事業審査委員会条例の廃止)

3 人間市新庁舎等整備事業審査委員会条例（令和3年条例第3号）は、廃止する。